

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和8年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	1. 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、後期高齢者医療保険の資格の得喪及び変更等の管理、被保険者証・限度額適用標準負担額減額認定証・限度額適用認定証の発行、療養費等の給付並びに保険料の賦課・徴収等に関する事務を行っている。 2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格に関する事務 ②医療給付に関する事務 ③保険料の賦課・徴収に関する事務
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 被保険者情報ファイル 2. 賦課情報ファイル 3. 宛名管理ファイル 4. 後期高齢者医療広域連合電算処理システムに係る後期高齢者医療保険関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所保健福祉部保険年金課後期高齢者医療係 電話番号042-544-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所保健福祉部保険年金課後期高齢者医療係 電話番号042-544-5111
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報の記載がある書類等は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証によって限定している。また、人事異動があった際にも異動日前日の業務終了後にアクセス権限の得喪作業を実施しており、適切な管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	保険年金課長 岡本 由紀子	保険年金課長	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		様式変更に伴い、「1.提出する特定個人情報保護評価書の種類」から「9.従業者に対する教育・	事後	
令和2年12月1日	I-1-②事務の概要	1. 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、後期高齢者医療保険	1. 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、後期高齢者医療保険	事後	
令和2年12月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年12月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和3年8月30日	I-3 法令上の根拠	番号法第9第1項及び別表第1の59の項	番号法第9条第1項及び別表第1の59の項 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和3年8月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年8月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和5年9月8日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年9月8日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和8年3月27日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の59の項 行政手続における特定の個人を識別するため	番号法第9条第1項及び別表の85の項	事後	
令和8年3月27日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和8年3月27日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	